

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項の規定により、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは、本会の目的に賛同し、入会したものである。

(会員の区分)

第3条 会員を次のように区分する。

(1) 一般会員

(2) 賛助会員

2 一般会員は、斑鳩町内に居住する個人または世帯及び斑鳩町内の事業所に勤務する者とする。

3 賛助会員は、本会に対し、財政的に支援しようとする個人及び団体とする。

(入会・脱会)

第4条 会員として入会しようとするときは、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 会員が脱会しようとするときは、別に定める脱会申出書を提出しなければならない。ただし、会員が死亡した場合等特別の理由があると認められるときはこの限りでない。

(会費)

第5条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、次のとおりとする。

(1) 一般会員 1口 500円

(2) 賛助会員 1口 5,000円

(会費の免除)

第6条 一般会員に特別の理由があると認められるときは会費を免除することができる。

(会費の納付)

第7条 一般会員は、当該年度の会費を当該年度末までに納付する。

2 既に納付された会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

(会費の運用)

第8条 会費の運用については、次のとおりとする。

- (1) 一般会員の会費は、住民の主体的な福祉活動を促進するための経費に充てる
- (2) 賛助会員の会費は、本会の運営に要する経費に充てる

(本会の責務)

第9条 本会は、会員に対し、予算、決算及び事業の内容を報告しなければならない。

(その他)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。